

じん肺総合対策普及啓発事業について(報告)

粉じんばく露防止対策講習会

資料 4

1. 概要

- 厚生労働省は、粉じん障害防止総合対策を5年毎に策定しており、現在は第9次粉じん障害防止総合対策（実施期間平成30年度～令和4年度）（参考4-2）に基づき、各都道府県労働局で各々の実情に合わせた計画を策定して実施中である。
- この第9次粉じん障害防止総合対策の更なる普及啓発を目的として、委託事業として、本年度は以下のとおりオンラインで関係事業者向け講習会を開催した。

2. 講習会の目的

- 事業者に対し、じん肺の正しい知識や粉じんばく露防止の具体的な方策について講習会を通じて周知展開を行うことで、第9次粉じん障害防止総合対策の更なる普及啓発を実施する。
- 特に、第9次粉じん障害防止総合対策で定めた重点事項の一つに、呼吸用保護具の使用の徹底及び適正使用の推進がある。これは、他の重点事項である屋外作業の粉じん障害防止対策の手法の一つでもある。
- これを踏まえ、各都道府県労働局で策定された計画に基づく現場の指導に併せ、厚生労働省が事業者向けに正しい知識の獲得の機会を提供する。

3. 受講対象者

- 粉じん作業のある事業場における事業者や現場管理者、衛生管理担当者、安全衛生推進者、労働者など

4. 講習の概要

- ホームページ (<https://jinpai.mhlw.go.jp/>)
- 開催時期 令和4年1月25日～2月28日
- 講習プログラム(右記)

- (1) 第9次粉じん障害防止総合対策の取り組み、粉じんに関する法令について
- (2) 通常防じんマスクと電動ファン付き防じんマスク(PAPR)の比較
- (3) 粉じんに関する法令・粉じん障害防止総合対策
- (4) じん肺の進行の防止と健康管理、離職後のじん肺健康管理
- (5) 呼吸用保護具について
- (6) 粉じんのばく露低減措置
- (7) 粉じん作業場における好事例集と解説